嵯峨釋迦縁起

教林文庫
文庫７
284

嵯峨釋迦如来之略記

抑此記は日本五臺山清凉寺釋尊者栴檀の瑞像ハ
為常此仏像ハ未来にわたりまさの如来に等しき尊容と云ふ
座し給ふハ釋尊摩耶新婦に座して三十成乃そて乃浮
伯母摩耶夫人の為に祇園精舎より忉利天に登り一夏
九旬の間摩耶夫人に報恩経を説給ふ此時の優塡
王と申す王如来に御身をおかみたてまつらむ事を思ひ
思ふ年継の中にも存命なく悲しみに沈み
父母のおもひしか如し目連尊者に優塡大王御歎
渇仰のあまり国中に此の道を求め栴檀香木を以て
尊像を造らしめ給ふ我か未来に拝み奉らんと
其の后光明赫奕として摩訶接し尊容を顕し
摩訶大利を多く成し一人の王と成王ありて国家世乃

早稲田大学圖書館藏書

嵯峨釋迦略縁起

文庫7
284

此の中に最上なる大王の仏師に仏像を作らせまいらせんと仰けれバ
大きに似せて其身を擬ひ名匠をして天竺より上り
天竺へ参りて其身を彼の地の三十三天に昇りて仏ハ忉
座に登りて仏祖の御母摩耶夫人の為に説法ましまして
飛錫頂より清浄にしむ御身にて不日に端厳微
妙の仏像と成りぬ然るに世尊忉利天より閻浮提へ帰り
御座乃時の間より給ひ優填王が新に造りし像の
瑞像ものあたり世尊に向ひ給ひて伽藍へ行
其時世尊瑞像に告げて汝ハ我が像なりと
て曰我滅後一千年に仏法の東へ流るべし汝其所に往きて
震旦に渡りて衆生を済度せよと
今ま衆生の為に瑞像世尊と共に日光ハ進て
精舎に入給へと世尊ハ像に従ての給ひけるとぞ

我化縁ハ今既に尽て涅槃に入給ひけれバ世尊ハ元より此所
甚ハしかれバ菩薩三昧に住し給ひて瑞像帝に受て安置
御座給ひ今日乃荒生郡より仏乃世尊と成り給ひけれバ
衆生の為に仏乃初祇園精舎の中に安置也
瑞像彫刻せしより釈尊年齢を考ふるに釈尊ハ周の昭王
二十六年甲寅四月八日に降誕ありて同穆王のまで五十三年
壬申乃二月十五日三十九歳乃御時忉利天より降り給ひ同年
て優填王ハ瑞像を造り奉り其より釈尊西晋の世の聴音是
其年丙子に当て一千二百七十年を経て國王ある弟
舎衛国の仏像を拝し仏法を弘めしと瑞像と共に
之次の時に鳩摩羅炎といふ人あり此ハ瑞像の為に震旦へ
霊像を護し給ひて帯を懸て遂世を経て瑞
像を称して其乃亀茲国に留り東晋の朝に仏法師

瑞像を負まゐらせ夜は又瑞像を負ひ奉り葱嶺の險難を
經ること凡そ四年にして終に亀茲國に至る
亀茲國に將來して此國の王白純王に奉り尊て靈像尊み
羅什を生しとめて其内に於て供養し給ふ其の王の
妹耆婆國三千餘外論經をなし羅什を生す
瑞像震旦に光降し給ふへき根元は東晋孝武帝
太元二年丁丑正月前秦の苻堅建元十三年丁丑に
あたる此年二月に太史奏して西域の星出て外國の分野に
あり當に大徳乃聖人ありて中國に入て輔けあらん
といふ苻堅の曰朕聞く西域に羅什法師といふ聖人ありときく
ば是ならん乃ち瑞像と羅什を得んとて即ち呂光將軍に十万人の軍
兵を添て亀茲國を伐て靈像并羅什を奪ひとりて十ケ
年を歷て太元十一年丙戌に本國に歸る

然に太元十一年丙戌の年に秦王苻堅亡ひて後姚萇皇帝を稱して年
姚萇といふ者苻堅を伐て弑し自立して後秦と號し長
安に都して年號を白雀と改む同二年丙戌に呂光將
軍後涼州にとゝまる太元十四年己丑に呂光立て三河王と稱す年
丁亥に後涼と稱して年號を太安と號す其後子孫三代十三年
をへて東晋安帝隆安三年に後涼は後秦に
姚萇の子姚興弘始三年に後涼を伐て呂隆後秦に降る文
姚興の為に伐られて則ち羅什乃瑞像並羅什法師を得
て長安に歸る又十四年を經て東晋の安帝義熙十三年
辛亥八月姚興弘始十三年辛亥也此年八月廿日羅什
入滅と同十八年癸丑姚興も又崩して子姚泓立同十年
乙卯ハ後靈像を得て後十八年を經て此年劉宋乃征
いまだ劉裕と申し時長安を攻て姚泓をとりこにし姚家

捨みて此瑞像を倩て事とかりしかとも日域にも
彼大日に於て日本に渡へん人の国をなさし人の心
を探る人のなをそへ侍ける然ハ此霊像也極め国の宝也と
して則栖霞寺に安置し
其より後又家斎祭祀の時百余乃一百七十年に
乃龍光院に安置し随乃文帝開皇元年に此を当所へ
つゝし日域に来朝して龍光院の瑞像乃奉る人に
此の霊像を運ぶて長安の乃所に安置し
唐乃世に乃則天皇后長安年中に長安に於て場を移して
大安寺に移し又香開宝の舎乃僧侶とて
宋乃世に至り太宗皇帝の開元十八年勅によりて年号を定めとて
して開元寺と移し同寺に十六つき武帝詳して
此思乃上りて今日まで仏と奉覧

殊に我が此寺に留めて彼瑞像ならびに優填王釈迦の瑞光を謹て
国師此照彼を尊く美しく侍りし者を流して人をそ
是代々に美しく渡奉て仏閣奉請まて元の地に遷せんと
して奉りし
瑞像日本へ来り給ふ由来を尋ぬれハ人皇六十七代
円融院の御宇に南都東大寺の沙門奝然法橋と云し学
三蔵をきハめて其後天下に聞えし高名の人なりしか
ほ此高人宋に渡て仏法の広まる国の有様を見て永観
元年癸未八月一日より渡海して時に趙宋の太宗二年
太宗皇帝太平興国八年癸未の歳也同年十月に台山
霊台を参り唯南揚州の開元寺にて申請しハ彼瑞像
開元寺の仏閣にて侍りし也是事と日本にて之
開て拝さんため也然るに其国の王も仏像ハ

其子の細を寺僧に帰く其為生まち唐書を白浄瑞像巻壹
より國の後で後三百餘年の名所に迎へ給ふ隋乃文皇
帝より後又代の時の晋の代に到まて由奇にて侍りし
迎王寺三百餘国の皇帝を送り給ふ代々の帝も信心恭敬
し給ふ寺觀を立信寄し奉り後は大興相寺国思〻て大
なそにかの南保利今後乃建業城に迎へ奉り長安寺に
安置所趙宋乃太祖乾德年中に廣乃今後に移り給ふ
る寺皇を生稱て彼瑞像を迎へて東京乃左街開寶寺乃
左街開寶寺乃永安院に安置し奉て信養し奉以を
今上皇帝 二代太宗 迎て内裏乃滋福殿に遷し奉り毎日
供養し給ふ日本国の僧奝然都に至て拝見し奉らんと
願ふ殿乃寺の上を行する

奝然乃上足盛算法師彼開元寺にて両て会へ
乃仏工張延皎将乃弟を請ひにて十二月十九日
雍熙二年同廿一日日本乃僧奝然皇帝に奏て
雍熙元年甲申給宣旨を賜り東乃大仏殿を
須礼して帰り奉り参内して白檀瑞像を拝し奉風
而地とて坐し張延皎と云仏工して滋福殿より奉出して
瑞像を拝し奉て彼奝然法橋盛算法師一所に遣
三月に到て天竺乃尊像を参内して賜て
彼命にと須礼せしむ彼尊像を遊遷して
東京に到る皇帝太宗奝然を召て尊像乃来由を尋給ふ
奝然おなて奝然やまとに参て白檀の像
品乃機縁を瑞像を拝見し奉る
伏て彼金像を拝し新て日本国へ渡し奉る上人

より下万民に至る迄も信仰せしめんとの御ちかひに候ふ也
あるひは皇帝猶帰依の為に顕し志を感じ給ふと則
高僧と成 大裏乃内に出入りて経を講じ精舎を建
創し教を弘め釈院と号し 銅経一万巻を捨て伽藍の道
法業を広め彼精舎において講じ給ふ 不日に事成て
福寿僧に施し 此錦繍の衣並に毘須羯磨に造らしめ給ふ仏
かきたる絵も有けれど 王の御感あり 上下万民渇仰し奉りける
限りなし 此時にぞ皇帝より弟子に弘法大師の号を賜
給ふにおいて其後毘沙門の手に彼毘須羯磨の造る
仏の御作を見て曰 我も是に比する仏を造り我が為に
海を渡りて我朝に渡して利益せしむべきに候て
有難き事に思しめしけるとなん 則仏の像となして宿せ

抑張掌の御作乃像を始として 是に八祖も古仏なる御影
ますと申伝へたり 是誠に弥勒の遺法を今に伝る
して一体の御形を刻みて是を納めまいらせん
事を願ひ給ひて是を見給ふに 其仏の御影を拝し給ひ
給ひし事を遥に思ひ給ひて是則人の為に身を代へ給ひし
年代のその事也 王臣是を見て皆奇怪の事に思し召しけり
霊験著しき事其作者乃内にも一言
お話の事をかはさしと難有き記録に侍りしと也
一旦の御事は遥に願ひ下し給ふ事世に貴き所
とりわけ寺の事深く秘して法事を修し給ふ
運へ奉ると仏記のみのせてり 其後の私乃日記にも是くし
く記と云ひ伝へて今の世乃法にも有るべし 則
羯磨天乃御作梅檀乃理像也 数百歳をへて後に是を知るべし

空也宮男虎をまもしむ無く此經ともに末代の為なり
礼を尽すなり天下の寶物集ふに愛染乃寺なり
けるすなり

太宗雍熙三年丙戌台州乃鄭仁徳なるもの船に彼船
して奝然とともに我朝へ渡り六十五代花山院の御宇
永観二年丙戌七月九日彼釈迦乃像を参内せしめ年を度
ひて六十六代一條院永延元年丁亥二月十一日入洛ま
則嵯峨に安置し奉り毎日一本比白飯を供養し次三
年をへて小野篁菩薩あるに安置し奉りて縁起を
縁乃栖霞寺に移し奉り奝然奏問をとて霊夢あって
又奝然上人法蔵を建て此瑞像を遷座し
奉りもと先一宇を建て安置し奉り今此釋迦堂是
なり清涼乃建立宿願以前に奝然法橋寂滅せ

かの盛算弟子として奏聞をとて栖霞乃旧の堂を清涼寺と号し
天竺乃霊鷲山震旦の五臺山本朝に法の聖跡は三一つ
と入て此を称瑞像乃閣を安置し奉り彼日本の孫
乃霊場天下無双乃瑞像也上一人を初下万人に至まで
渇仰乃おもひを含て結縁の頭をかたむくる事比類なき所
なり

瑞像乃時豊後国去入郷に常に進みなり霊ある
いらくことて此龍像利益を蒙りかへり猶さらに
見る人なれ此霊徳乃思をなし古来此尊を目にして佛
菩提の妙果を得たなに今に極楽にもとる先なり
瑞像乃御前にて盲目乃男一人有り清涼寺にて
参りて日夜経読乃名号を唱て安養乃利生を守る

年積りて病にふかき時に釋迦に迎て臨終して曰我宿
業深重なりといへとも一生の名号月月に給しく宿福深
厚にして只至極小路を徒ひて往生の霊夢を見て臨
て老衰之病の年を得て最期の儀を遂る一日也光明之完
きまよる霊空を拝礼しなかへに胡香を室に満ち
しき衣服忽まに開く事を得たり

高倉院御宇治承元年丁酉の春の比諸人の夢想の
告ありて曰我まさに西方の浄土に生すへきおよ弥勒
くるまとを迎ひて辨も書見れの如しして仏の鑑と曾さる
本経験去りぬる如し南は浄土の勝清の浄信徽妙
の佛法を昭揚し法施を欲して仏教の以て国王之繁
三ツ由りて衆生を利益し給ふへしと信心を致しける
誓の跡を抽きれけるや後小文岩三方人令り南無記

ここに然り名号に浄土を往生の座にて遂に義を御法を給ひまふく
今時の衆生年もさる意を深くあり悲んと浄土の
ここふとしも便随縁也

順徳院御宇建保五年丁丑正月十五日に慶政に於て御持経院
内東大貴族を勧て建立し武州七ヶ日の浄法
修験天照大神宮八幡大菩薩を勧請して東小の鎮根
従三位春日大明神の御法の御も新羅明神の春日大明神
名所僧侶も仏し仏の寺をなさ門の
権現を勧請し奉るなり
平の時教今の最勝寺に至り宗族国巡りせまさる所高
寺に一宿ありて弘法の奇瑞をあらはしき給ふにて讃嘆
升慢を手向御霊の三と思ひ給ふ奇跡なんとなくして
感嘆のあまり和歌一首を詠ず

親鸞乃事後世よふきて訴しと
さゝみをわかる衆も宗旨し
こゝしき党て叢さぬ南無阿弥陀仏を停止申せしむ其
後隠岐国へ遷幸ならせ給ひ又同じ山陰道の
事なりけり
後醍醐院御宇に親鸞小僧正と申奉りけり
十四歳にして得度出家して四十五歳の春にや越
中国に流され給ふ安居乃時にて一人の入道まかり
あひぬ時に曰其ハ山伏なり辨円と申す親鸞は山門より
下の者と成り申す此辨円の家に居住して
親鸞法流に帰し給ふ十四歳にして居る所に逢て
今の所に住し給ひぬ親鸞乃弟子となりて六角堂に参籠
申しける親鸞の教化を受け奉りし所悲嘆懇に望み給ひ候より云

四年辰巳乃月よりて小湖の山寺に住給ふ事に
至て後りて千基の新浦に居給ふ一宗をもて一宗に往来
寛ハ専ら世に仏法を弘めて伝へ給ふを潤へ進め給ひ
ちと親鸞の著書を除くやうに説き給ひて光をあげて弘むる
事の書にて親鸞の書に記す事の書を
寺務の其をもて天性慈悲の心深くして弟子の門に入
専修念仏の教を弘め給ひて其身を捨て給ひぬ
御弟子達法を弘め給ひて後に一心に念仏を称へ給ふ
為に其時に小湖乃御入定なりし其後世に伝へ給ふ
つき彼岸にて御往生ありて其後を弔ひ奉りて候ひ
念仏の教を弘めて後の世に
同所の高寺月来乃人々の事を中に往生院に念仏の人
こゝに一宗を立て給ひて其の念仏の教を伝へ給ふ

より御本尊を安置し或時参籠して夢の告を蒙り西河にして
立ちのらし仏の霊像を感得し夫より参詣の人に
奉納霊座ニ安置し月毎ニ参詣の輩をあらしめり
応仁二年戊子九月七日丹波摂津両国乱入して
堂舎仏閣大小寺院悉く灰燼となり其後ハ三千余ヶ年
在る処当国寺二王の夢の告によりて路傍を掘りしに
於て寺中ハ尽く焼失和尚と日を経て廃寺を訪ねて瑞
像を尋ねて寺院の辺に至り菩提の為に
一夜の如し此日暮に至りて陰雲もや風雨
橘の朝臣の其寺の二王に額をつけて彼方へ又霊像を
見んと思ひ是常三千余の如し其人の深き
所まで参詣致し釈迦霊像を拝し三尊ヲ残らす
見えて悉く白雲立て山状を真と拝み奉りて之

霊は宇多天皇の御宇に伝教大師霊像を安置し宇多天皇に
此より起りて遂に消え給ひし宇多天皇の御宇にて六時ハ如
此処山状大会に於て其霊験を顕す 又傳より其
後ハ余を奉る事天の眼に開を立て時ひかる
ても給命を定むと思ひて霊瑞を拝し
霊像をつとめて常に参りたる者の其霊を
拝む者の後に参りて幾度も参詣の人に
下て見れは霊験をも顕し御本尊をも
参詣の人々をも拝ませられ権現とも
く来りて皆残らす其人に渡して入る
後鳥羽院御宇に始て御登山有て十九歳より
十歳まで日参し一切の霊験を一心に拝みて
なし猶女法の霊験或時深く思召て

娑婆の苦果に久くありしへて更に菩提心まして早く極楽
浄土の蓮臺を思ふ迄の時分に移んとなんと思ひてさらに言
院乃る陽橋の枝よ縄を付て頸をくくる毛きれたる乃枝
さきて身を地獄まで落すと思ひて又大谷川の淵に
入水せんとまきれたる水の流を随て瀬れ渡り迄の曲り
見えて静なり頼ハ彼是れ時剋まですらり頼次の内衣
とて弥陀仏を念し念するに苦患消して又内を
中に彼是も遣に田畝彼生を渡す所に倍成乃三昧の
都の其の内に並へしと中に吾い悲しく思ふ下に並と
いふ念数も荒ず彼乃思ひ入り下知地
高嶺川て下る流岸渡縁乃蓮葉に露をよくそとまそ
一万八千余歳乃勅候其乃施仁乃乳ニ霧るの重抄へ金
共なりて甲斐国しまて大谷川へ入水しまれたる彼れ見申

明らく流れ汐処に物来すとよ出世なる無分別の向上広見言
目出も苦行八分より至る念仏者ならん家僧成り我年表
て振まし由来とて是も是まで流れ来る処と禅家釈書見
依物ありと法へ思ひあへり
玄宗門元月廿日に見山野乃神祠乃側に還宮世一夕白
さ浄衣きたる老人優身んなると相て当て曰く今と織経
悟縁を論ずんは汝は乱を是を以て汝用ひし治下いひ捨て
去るを優り見る人会驚き将軍家に一旗一通を献の土産せ
雇て骨護しまる書置り後人へ候ものあるハ此度織従
来る稿神乃林宮に寄り内陣あるハ仏像ハ梅花他
豊を割て愛ん三寸五価を吾らまる千つ言又一人乃日見の
しが弘を取り果乃境ちの表徴乃小濱乃小安居仕ハ定くく
法人ぎまて仏前の蓮桜木の莫大の取得ありんと

浄海と呼ひ逢ふ二人足摺乃まてる泪ながして死し
きり考へ給ふ慶月夜泣る声を聞きて今回向謝の礼なと
反故乃為ぎなにいち命ぞ竟必定阿弥陀乃仏前にて寺ぞ
感涙を流しける
文明二年乃春浄教寺乃住持慶月は瑞像を還しまゐらせ
由因る本年業に瑞縁を遷し給ひ此慶月を以て常光寺の為
る長光光明寺を建てて慶月を還し弟子ニ書き与へ以て拝
院玄門を預くる寂は覚夜一念信仰の経典を拝読し霊像を
由来乃住職を勤め奉り給ひし地蔵寺浄教寺に遷し
給ひて八年の間に崩じ去る文明九年十月八日下野に
て此霊像も善光寺に納り給ふ者也

後円融院御宇嘉暦年中に心寂といふ者是を借り
瑞像乃是従の中にまし座ましといふ事を不審かりて曰て
人に此厨子に入て居まする仏乃此是を探るより夜寝る絶
夜相続して死した又善光寺仏種として下総仏は乗に
ましませといふ事にて年を経てありていまは変せざる処に
称光院御宇應永三十二年乙巳十二月十日に大地震ありて
時の仏像仏前に落ち給ひて念仏の声を聞きゆるを衆ぞ
見奉るに逆不思議なりと勧めし給ふ事ぞ有時如来
のうつひを拘し　きるこまん
右瑞像と仏説縁起に記して縁起を説きて
いへ共今善光寺浄土の古記を以て説を書きて平
術の舎利半段の義を慶陀乃紀にて舎利給ふ乃
縁起八別紙にて於暗に有也

嵯峨清涼寺霊宝目録

十

霊寶目録

一 佛眼之舎利

一 佛牙之舎利

一 黐緑之袈裟　世尊之二千文條之中結

一 多人嶺皮　法華經要品以書寫之云々

一 十六羅漢　十六幅兆殿司筆十六尊之

　　　　　　祀是寫之畫繪之像筆也

一 狩乃舎利

建武年中乃兵乱に但馬の國丸山郡十兩ミて一往
更ニ今の去る歟を逆て門葉ニ乱入して已ニ乃足
まて害らせてとしれの作に拾を打擲する十兩八
に因て俄て忽ち疲痛し後去痛通迫して死去
去程に彼作拾を継承んとみ狩く此事をなとて

いへ給ふ御寺なりし所に　後醍醐天皇霊夢を感じ
給ひて天龍寺と号し夢窓国師に宣旨を下し給ひ開
山師七日の間沈香を焼薫し給ふ今に至るまて香る
給ふ所に亀山の御殿の跡に開山の塔を此所に建給ふ
帰る時は行者の方へ白色の舎利出給ふ御廟へ帰り
ある夜此御廟より六出の舎利を給ふ御膝下に一粒の舎
利を得て是を給ひて是を此寺の宝物として納め
ける霊夢により給ひて御影を安置し奉るとなり

一蛇尾乃舎利
是は此寺の西の方に尼公あり此人色々の
罪を犯す故に蛇尾となりて釈尊を頼み奉りしに
かの尼公の身より蛇尾を出し此所に納め
給ふとなり蛇尾の宝物を此寺に納む

生き白波の此国に来り羅漢を拝み奉りて後
寺に入給ふ事をは聞し召し誠に深き信心の心を
より今より給ふ給ふ所を信心をもって拝み奉る
東山法林寺より一粒の舎利を給ふ舎利を拝み
見れと霊異ありて此国の一人の信者舎利を拝み
授けて此霊夢の告ありて舎利を拝み奉る
に舎利を出し彼尼の仏舎利を得の告により
寺より出て霊像を拝み奉る三国の霊像を
拝みて深く信心を起し此所に奉る
八十三にて経を拝し仏舎利の尊像を奉る
尼公此舎利を見奉る

一牛の尊の尊像
後堀河院の御宇に此寺の乳母の院より奉りし世の

名を付る其根をもちて経ハさしも未也但法然経目録云々依別ニ唯
定乃基本願に依而経を建立し已経を継[illegible]を継を持
人ニ此ハ尊敬を致と其後出世ハ書ニ文字依利物云々を
盛付養生ハ経ニ其を自然に此ハ雅楽にて此旅は入[illegible]之
去実ニ聖経を其を見し是講堂梵字を今ハ地獄にて言
事ハ年ハ此ハ経年を見ても明経内に成[illegible]者
とりて七尺乃年西之不[illegible]正月ニ[illegible]
別後再興ハ此霊ハ始経を西門にて結縁を異て見
始ハ年ニ彼堂を見る尚ある[illegible]ハ由来ハ堂閣
ハ[illegible]其後今[illegible]其堂回今も年ハ[illegible]堂閣を異
ほくのひてとも今[illegible]を[illegible]の[illegible]を経[illegible]
飛を堂ハ地無[illegible]乃年ハ[illegible]是[illegible]
其の[illegible]事を[illegible]とられ[illegible]ハ[illegible]三月十六

あつて仏の形を以て彼年先ぬ後て葬式ハ葬式を帳記を
御葬具にハ子弟を義者ら彼寺に送とも経を帳に書之を
後よ火葬を之れ其香芬郁にて成るに花たり寮
雲に立ち引て御出現を瑞相と行ハ世に彼寺ハ余てハ
此霊乃大数を経類に依之ハ親鸞を像を擬して
残されし年ハ今にあり有之ハ西門を其ら世門乃柱ハ中
と云て年ハ骨を納る地也今ハ並て三月十六日
残乃結縁ハ此寺る人ハ今内乃荒せも勝縁
去彼を浄土ハ化益ハ永ら去らんる此教化也

一 当寺釋尊乃御影　御影は法眼筆
是ハ古く昔法相院律運法印ニて上人へ至る寫筆ハ御
感ある処にや高さを描り金字ニ書る[illegible]を以て描法
眼をもて書に[illegible]給[illegible]法眼之描

てある事なるべし且し嵯峨乃本尊釈尊は生身乃尊
容を写さん事を欲せられし此時三宝光を放ち天下に光
瑞光を現して宗厚に蒙て今此仏所を以て洛陽法性仏
心所なりし事ならずして元の釈迦像なりかくの如くして是を
ひとしく参詣ありて光を蒙る事乃釈迦と申傳達
いふ縁日と一入信敬して是を供尚ありて拝尊信に甚深の
此霊像を本願の初て備縁しく尊容を拝して是を心得ありて
まて瑞像を拝して未来永劫乃ちの縁を結ぶと傳

一 釈尊縁起　六巻
詞書ハ青蓮院准三宮尊応の筆
絵ハ　狩野故法眼元信筆極彩色日本一の画工と申傳

一 融通念仏の縁起　二巻
詞書ハ巻頭　後小松院勅筆并諸門跡公家衆

下の巻頭　将軍家勝定院殿義持公并ニ山名
細川赤松佐々木等の公家衆合書
絵ハ　土佐一条等合書

一 揺織切の戸帳
慈照院義政公此所寄附ありし時在所より献上するもの
唐織の金襴也　紋ハ桐の紋ニ地紋ハ小菱

一 聖跡の石
開山奝然入宋の時霊鷲山の麓にて釈尊の聖跡乃
石を将来して瑞像の御厨子の下に安置せし所
昔より日本有験乃霊場と傳記にもみえたり

一 錫杖
天竺乃比丘優陀の一代ニ荒法を為ニ云錫杖
後奝然上人乃持来りて奉寄して百日修造

方丈石は白くして[illegible]の松の色[illegible]一條見えて白
上人の[illegible]
除の[illegible]あり早く[illegible]を勧化せ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]頂戴[illegible]勧化せ[illegible]
[illegible]
[illegible]論有[illegible]千万部[illegible]成
[illegible]
[illegible]
守頂戴乃人々ハ[illegible]一切の[illegible]
[illegible]也

一 迎接の曼荼羅

是ハ称名[illegible]往生法師の[illegible]仏の来迎[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 同 [illegible]中将姫書　勅筆上人之筆

一 [illegible]大師より蓮生へ[illegible]

一 蓮生法師[illegible]状[illegible]名判[illegible]

一 同 法師[illegible]の[illegible]隆寛律師の筆[illegible]　蓮生

い3958

一乃除第一之事
一同大師御自筆之守り本尊菩薩像内ニ納置れたるを其後
来り給ふ菩薩像の並ニ御影守くら仏御撫り遊ハさ
れ候處数をお尋候ニ付御取調候而間候の事りお
当之有之候

一菩提法師守り本尊水精乃菩薩像中ニ有之候筆是
又大師より御授与之候事
右者大奈良寂ニ而宝物ハ大師御作ニ而之内菩提之
御ニ委く記処也菩提之菩提樹総宮御ニ納り候
之内大和国之縁起ニ依て納候ト云
右之外宝物類数多大概如是記之者也